民法　司法令７－４　肢ウ

第１　肢の結論

誤っている

第２　相手方が善意有過失の無権利人の責任

１．問題の所在

Ａは，自己に代理権がないことを知りながら，Ｂの代理人としてＣと契約を締結した。

Ｃは，Ａに代理権がなかったことを過失によって知らなかった（善意有過失）。この場合に，Ａは，Ｃに対して無権代理人の責任を負うか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件の場合，Ａは，Ｃに対し，無権代理人の責任（１１７条１項，１１７条２項２号ただし書）を負う。よって，責任を負わないとする肢は誤りとなる。

（２）理由

まず，無権代理人として契約をしたものは，無権代理人の責任を負う（１１７条１項）。

これは，取引秩序を害した無権代理人に，それ相応の責任を負わせて相手方を保護すべきだからである。

もっとも，相手方が保護に値しないときまで，無権代理人の責任を問うのも問題である。そこで，相手方が善意有過失の場合，法は無権代理人の責任を負わないとしている（１１７条２項２号本文）。

しかし，無権代理人が悪質な場合に責任を負わないとするのも，取引秩序上，疑問である。すなわち，無権代理人は，無権代理行為をして，取引秩序を乱している。その一方で，相手方の有過失で無権代理人の責任が常に免責されれば，危険な行為を防止できないからである。

そこで，法は，本件Ａのように無権代理行為について悪意の場合，相手方Ｃが有過失であっても，責任を負うとして，相手方の保護を図っている（１１７条１項，２項ただし書）。

以上